



民営職業紹介

ひ

と

2019.9
NO.

167

外国人材の職業紹介の進め方

職業紹介事業関連ニュース

・消費税率引き上げに伴う紹介手数料等の改正について

平成30年度労働局による職業紹介事業指導監督状況

令和元年度職業紹介従事者人材育成推進事業 指導者講習が始まります

令和元年度地域別最低賃金額が改定されます！

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会



2019.9
NO.

167



Contents

- 3 外国人材の職業紹介の進め方
外国人材の職業紹介に関する最近の情報
- 4 外国人材の受入と活用(介護人材の紹介)
- 7 最近の職業紹介事業関連ニュース
・消費税率引き上げに伴う紹介手数料等の改正について
・受動喫煙防止に関する「改正健康増進法」の施行について
- 8 平成30年度労働局による職業紹介事業指導監督状況
- 10 令和元年度職業紹介従事者人材育成推進事業 指導者講習が始まります
- 12 職業紹介優良事業者認定制度説明会のご案内
- 13 令和元年度地域別最低賃金額が改定されます！
- 14 東北・九州・沖縄、関東ブロック交流会が開催されました
- 15 職業紹介士ネットワーク ～「HMY株式会社」～
- 16 よくわかる職業紹介事業のQ&A
- 18 散歩道 ～熱海～
- 20 雇用失業動向
- 21 新規入会事業所紹介
- 25 令和元年度
家政士検定試験のお知らせ
- 26 民紹協ニュース／編集後記
- 27 職業紹介責任者講習日程



※表紙写真は、「第2回ひととしごと写真募集」最優秀賞 津村 緑氏撮影の作品「美味しい？」です。「ディサービスに約10年務める姉の職場にて。認知症を患う利用者が多く、介護をしていても無表情や無反応の方が多いそうです。それでも元気に話しかけ、明るく接する姉の姿を見て写真に収めたいと思いました。」

外国人材の職業紹介の進め方

外国人材職業紹介に関する最近の情報

～「特定技能」「特定活動46号」資格等の関係を整理しました～

外国人材をめぐる新制度や取扱いが、次々に出てきています。そこで、外国人材の紹介に係る主な資格、特に「特定技能」と留学生の就職範囲拡大施策としての「特定活動46号」を中心とした内容を下記のように整理してみました。ご参照ください。

外国人材関連資格の比較表

	特定技能		技術・人文知識・国際業務	特定活動46号 (大学卒等)	技能	技能実習
	特定技能1号	特定技能2号				
目 的	就労		就労	就労 (留学生の就職範囲拡大)	就労	国際貢献 技術移転
学歴要件	不問	不問	国内外の大学・ 大学院卒・ 日本の短期大卒・ 日本の専門学校卒	日本の大学・ 大学院卒	不問	不問
実務要件	不問	不問	不問	不問	必要	不問
日本語 水準	日常会話可能 (目安N4レベル以上) 試験結果必要	1号と同水準。 試験結果不要	ビジネスレベル (目安N2以上) 試験結果不要	日本語能力試験N1 又BJT480点以上: 試験結果必要	なし	不問(介護はN4レベルの能力要件有)
技能レベル	相当程度の 知識・経験が必要	熟練した技能	なし	なし	熟練した技能	なし
在留期間	最長5年まで (更新不可)	制限なし(更新可)	制限なし(更新可)	制限なし(更新可)	制限なし(更新可)	最長5年(更新不可)
家族帯同	不可	可	可	可	可	不可
給与水準	日本人と同等以上	日本人と同等以上	日本人と同等以上	日本人と同等以上	日本人と同等以上	最低賃金以上
採用・ 管理方法	国内外共可能、直接応募、 紹介事業者のあっせん可能 (1号は支援計画作成・実施が必要)		国内外共可能、 直接応募、紹介事業者 のあっせん可能	国内外共可能、 直接応募、紹介事業者 のあっせん可能	国内外共可能、 直接応募、紹介事業者 のあっせん可能	海外送り出し機関から 紹介、来日後管理 団体が管理
転 職	可能	可能	可能	可能	可能	原則不可
対象業種	介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業(14分野)	建設、造船・船用工業(2分野)	自然科学・人文科学に関する技術・知識を活かせる仕事、外国人ならではの感性及び語学力を活かせる仕事等(技術者・通訳・デザイナー・私企業の語学教師・マーケティング業務従事者等)	大学で学んだ知識を活かせる仕事(翻訳・通訳の要素があり又は日本語のコミュニケーションを要する業務:飲食店・製造職等も可能)	外国料理の調理師・スポーツ指導者・航空機等の操縦者・貴金属等の加工職人等	定められた対象職種のみ(80職種144作業)省略

* 特定技能1号は技能試験・語学試験合格が要件(技能実習2号修了者は不要)

* 特定技能2号は技能試験のみが要件

* 特定技能者の転職に関しては、在留資格で許可された同一の業務区分内に関してのみ可能。

* 特定活動46号は転職時には、新たな「在留資格変更許可申請」が必要。

最も重要な日本語教育、専門教育と異文化の理解

株式会社アイメイドアルファ 法務・広報担当課長 松本 譲

今回は、逼迫している介護人材に関し、外国人材の紹介に実績のある株式会社アイメイドアルファの松本譲氏に執筆いただきました。

1 看護介護人材事業のスタート

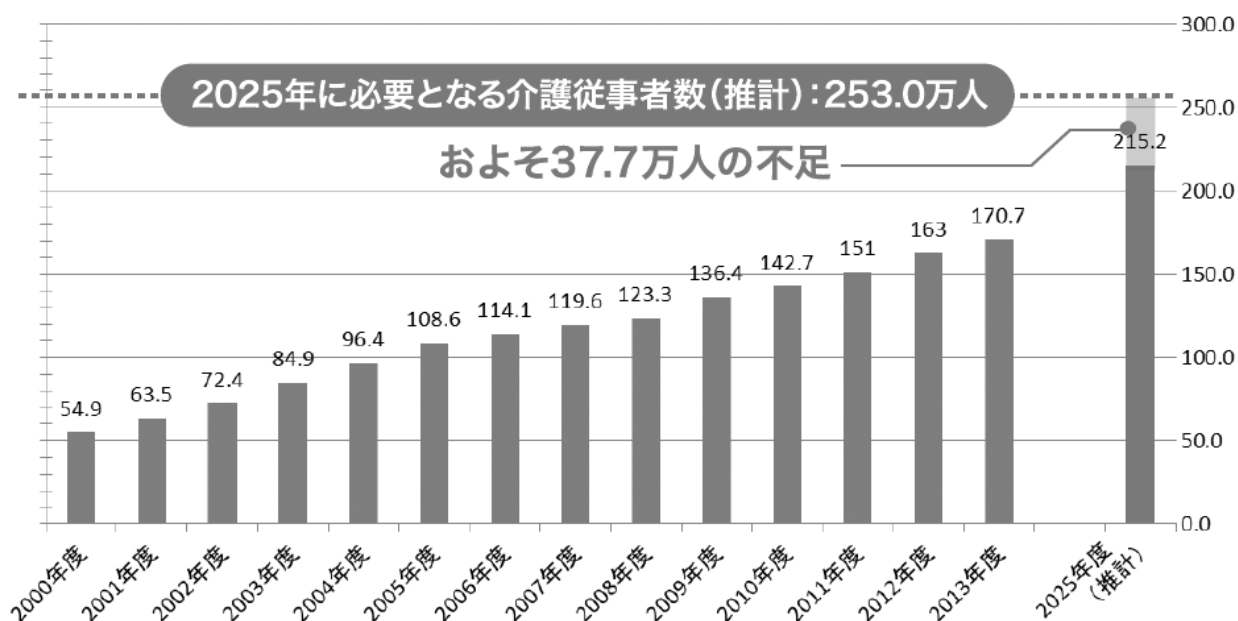
弊社は以前より日本の看護介護業界で就労し、日本の高い技術を学びながら自分をより成長させ、家族や母国の役に立ちたいという高い志を持つアジアの若者に数多く会って来ました。そうした中、日本の業界でも将来的に必ず看護介護人材が不足するという情報を得て、それまで培ってきた日本語教育のノウハウ、ネットワークをベースに、こうしたアジアの青年たちと日本の業界を結びつける架け橋としての事業ができるスキームの構築を続けて来ました。2010年に「外国人看護介護人材育成・紹介プログラム」として完成し、同年に外国人看護介護人材事業を本格的にスタートしました。

〈将来の介護人材不足予想〉

将来の介護人材不足は深刻で、厚労省予測によれば、2025年に介護人材は38万人不足するとされています。

グラフ②

介護従事者数の推移と推計



【出展】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況調査」(要介護(要支援))認定者

事業開始後、私どもの事業理念である「日本語教育を通じてアジアの青年へ明るい未来を提供し、日本の看護介護業界の発展に貢献する」の基に、外国人看護師、介護福祉士に加えようやくスタートしました介護職技能実習生の日本語教育、育成、紹介事業を中心に日本全国の医療法人、社会福祉法人向けに、人材紹介事業を展開して来ました。

外国人の採用から入職までには、様々なプロセスがあり、それぞれノウハウが必要ですが、その全てに対応し、入職からそのフォローまでを総合的に支援するプログラムが好評を得、今日までに以下の実績を上げることが出来ました。

2019年8月現在(アイメイドアルファ社に組織変更以前の実績含む)

内定・入職介護福祉士(介護福祉士試験受験予定者及び合格者)	625人
内定介護士(介護職種技能実習生日本語教育)	350人
内定・入職看護師(看護師試験受験予定者及び合格者)	415人

2 現在の弊社提供プログラム

■介護福祉士育成・紹介プログラム

日本語学校1年又は1年半+介護系専門学校(養成校)2年間の教育を終了することで、「介護福祉士」の資格を取得し、各施設に入職する、約3年間の介護福祉士養成・入職プログラムです。

- 介護福祉士の資格取得-養成校を卒業し、介護福祉士国家試験に合格後に日本の国家資格を取得します。不合格の場合でも5年間有効の介護ビザが与えられるので、日本で仕事をする事が出来、5年継続勤務した場合は正式の国家資格として認定され、以降継続勤務が可能です。ただし、2022年の養成校卒業生までに提供される暫定措置です。
- 万が一国家試験に不合格となった場合でも、新しく創設された**特定技能**ビザを活用しての就業が可能です。特定技能は全く新しい在留資格ですが、外国人労働力受け入れ推進の目的で政府も積極的に後押ししています。
- 各種奨学金や都道府県の修学資金などを利用し、しっかりと学習させることが出来ます。

■介護職種技能実習生日本語教育プログラム

- 改正技能実習法に基づき、2017年11月より追加となった介護職種の技能実習制度に合わせ、当社の専門日本語講師が、現地で9ヶ月～12ヶ月の日本語トレーニングを実施するプログラムです。来日までに日本語能力をN3レベル相当までに引き上げます。N4レベルでも来日、実習生として就業出来ますが、その場合でも日本で日本語教育を継続し、N3レベルまで引き上げます。
- 現在来日1年以内のN3レベルの取得は必須ではなくなりましたが、技能実習2号へのスムーズな移行のためにもN3レベルの早期取得をお勧めします。

■技能実習生から看護師、准看護師へのプログラム

- 中国、韓国など、母国に看護師の国家資格のある漢字圏国で看護師資格を取得し、日本の医療介護業界で看護師、もしくは准看護師としての就業を希望する学生を、技能実習制度を通して支援する、新しいプログラムです。
- 対象学生を介護技能実習生として来日させます。来日後はすぐに介護業務に携わることが出来、業務を続

けながら看護師としての入職を目指します。

- 日本の看護師国家試験を受験するには日本語能力試験N1の取得が必須ですが、一定期間の介護技能実習を終了、特定技能へ移行後にN1を取得し、看護師国家試験を受験します。試験に合格したら在留資格「医療」へ資格変更を行った後、日本の病院で看護師として働くことが出来ます。

■日本語教育事業

前記プログラムの全てに絡みますが、日本語学校2校を運営しています。

■専門コンサルティングサービス

せっかく外国人材を受入れたとしても、日本語コミュニケーションの問題、文化の違い、その他の問題で、うまくいかなくなるケースは必ずといっていいほど発生しています。日本語教育は弊社の専門分野で、問題なく対応できますが、受け入れ企業様側での体制、文化の違いの理解促進、綿密な育成プラン、悩み相談体制などの整備は大変重要です。これらのポイントについても、長年の外国人教育で蓄積してきたノウハウをベースに、専門コンサルティングサービスを提供しています。

参考：留学生介護福祉士と技能実習生の比較

	留学生介護福祉士	技能実習生
介護福祉士資格	2022年の養成校卒業生までは国試免除 →卒業後、介護職で5年間勤務要	実習3年間経過後、介護福祉士国家試験に合格
アルバイト	学生時代は週28時間以内 長期休暇中は1日8時間以内	
在留制限	2017年より「介護職」が在留資格に加わり、就労ビザでの期間制限なし	技能実習ビザで来日し、3年～最長5年(延長案有)
勤務時間	入職後は日本人と同じく週40時間	日本人と同じく週40時間
永住権	来日10年で申請可能	なし(ただし、国家試験合格すれば可能)
給与	日本人介護福祉士と同等以上	法人規定の雇用契約(最低賃金+α) 賞与、退職金は不要
メリット	・受入国の制限が無い ・養成校できちんと学ぶため、日本語能力、介護技術のレベルが高い	・経済連携協定締結の15カ国から受入れ可能 ・一定人数の確保が可能、 比較的短期間で来日・勤務が可能 ・看護・介護の学科の履修者が原則
デメリット	・就職までに時間と費用がかかる ・2023年卒業生から国試合格が必須となる →特定技能制度が活用できる見込 ・養成校によって受入体制や温度差、経験の差	・他の制度と比べ日本語能力が低め(N4以上) ・技能検定(1年目、3年目)のハードルがある
関連行政機関	厚労省、法務省	外国人技能実習機構

- お問合せ先：株式会社アイメイドアルファ 東京都新宿区下落合1-1-1 03-5358-9866

最近の職業紹介事業関連ニュース

消費税率引き上げに伴う紹介手数料等の改正について（労働政策審議会の答申内容）

消費税率引き上げに伴う受付手数料及び紹介手数料の上限額等について、職業安定法施行規則の改定案が8月7日、厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会において審議された結果、「妥当」とされ、同審議会から厚生労働大臣に答申されました。答申の内容等を以下の通り掲載いたします。

1. 改訂の内容

		現 行	改訂後
受付手数料 〈求人者・求職者〉	課税事業者	690円	710円
	免税事業者	660円	660円
紹介手数料 〈求人者・特定の求職者〉	課税事業者	10.8%	11.0%
	免税事業者	10.3%	10.3%
紹介手数料〈求人者〉 (臨時賃金等除く場合)	課税事業者	14.5%	14.8%
	免税事業者	13.8%	13.9%

2. 施行期日等

公布日 令和元年9月下旬(予定)
施行期日 令和元年10月1日

受動喫煙防止に関する「改正健康増進法」の施行について

昨年7月に「健康増進法」の改正が公布され、受動喫煙防止の措置が随時施行されてきました。今後募集や求人申込みの際に、労働条件等の明示に関し必要事項も出てきますので、参考までに以下に掲載します。

【改正の概要】

多数の方が利用する施設等に関しては、20歳未満の者（従業員含む）の喫煙可能な場所への立ち入り禁止と共に、その類型に応じ、一定の場所における喫煙を禁止することになりました。施設の類型により、措置が以下のように異なります。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置
A. 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙（敷地内禁煙）※ ¹	当分の間の措置 加熱式たばこ※ ² は原則 屋内禁煙（喫煙室（飲食 店も可）内での喫煙可）
B. 上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業 船舶・鉄道	原則禁煙 (喫煙専用室(禁煙のみ)内でのみ喫煙可)	
飲食店		

※¹:屋外で受動喫煙防止措置がとられた場所に、喫煙場所を設置可能。

※²:たばこの内、煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明確でないたばこ(厚生労働大臣が指定するもの)

※別に法律で定める日までの間の経過措置(既存特定飲食提供施設)

個人又は中小企業資本金又は出資総額5,000万円以下、かつ客席100㎡以下の飲食店は標識掲示により喫煙可。

法の施行日

令和元年1月24日:国及び地方公共団体

令和元年7月1日:学校・病院・児童福祉施設等、行政機関

令和2年4月1日:全面施行(上記以外の施設等)

労働局による職業紹介事業指導監督状況

平成30年度の東京、大阪及び愛知労働局による民間人材ビジネス（職業紹介事業及び労働者派遣事業）に対する指導監督状況が公表されました。職業紹介事業に係る結果を要約すると次の通りです。

【平成30年度 東京・大阪・愛知労働局指導監督状況 ～職業紹介事業のみ】

三労働局の職業紹介事業に対する指導監督状況をまとめると下表の通りです。このうち、是正指導内容をみると、ほぼ例年と同じようなものとなっています。引き続き、事業運営の点検、改善が求められています。

労働局	指導実施 事業所数 (前年度比)	うち是正指導を 行った事業所数 (前年度比)	指導内容・内訳	
東京	466 (▲4.9%)	519 (150.7%)	取扱職種の範囲等の明示	・取扱職種の範囲を明示していない ・手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない
			労働条件の明示	・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない
			帳簿書類の備付け	・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない
大阪	183 (40.8%)	150 (330.6%)	労働条件の明示	・労働条件の明示がなされていない ・時間外労働の有無、賃金の額に関する事項の明示不備
			取扱職種の範囲等の明示	・取扱職種の範囲等の明示がなされていない ・手数料に関する事項の記載不備
			帳簿の備付け	・求人求職管理簿の未作成、記載不備 ・手数料管理簿の記載不備
愛知	324 (56.5%)	79 (61.2%)	労働条件の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）	・法定項目が記載されていない（残業、休日出勤等） ・労働条件の明示が行われていない（書面交付が行われていないものを含む）
			取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）	・取扱職種の範囲等の明示がおこなわれていない（書面の交付がないものを含む） ・法定項目が明示されていない（苦情の処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）
			帳簿の備付け（求人・求職管理簿、手数料管理簿の作成・備付）	・取り扱った状況が記載されていない（記載項目漏れを含む） ・管理簿が備え付けられていない

三労働局の特徴的な内容は次の通りです。

●東京労働局

職業紹介事業所数は、前年の6,890から、7,700と着実に増加(+11.8%)しています。

平成30年度の指導監督実施事業所数は、前年度に比べ▲4.9%ながら、是正指導事業所数は150.7%増加し、是正指導率は、前年度の42.2%から111.3%に69.1ポイント増加しました。

また、行政処分の内容をみると、事業報告書未提出による業務停止命令、欠格事由により許可取消しが行われました。

●大阪労働局

平成30年度の指導監督実施事業所数は、前年度に比べ40.8%増加、是正指導事業所数は330.6%増加、是正指導率も、前年度の27.7%から84.7%に増加しました。

職業紹介事業所での行政処分はありませんでした。

●愛知労働局

職業紹介事業関係では、平成30年度の指導監督実施事業所数は、前年度に比べ56.5%増加し、是正指導事業所数は61.2%増加しましたが、是正指導率は若干の増加でした。欠格事由による行政処分がありました。

【令和元年度の指導監督方針のポイント】～三労働局共通

1. 平成29年改正職業安定法について、労働条件等明示について、受理した求人に明示すべき事項等が記載されているか等の確認を行う。労働契約締結前に労働条件の明示が行われなかった等の申出、情報提供がなされた際は、適切に指導監督を実施する等職業安定法改正法の適正な履行に向けて、計画的・効率的な指導監督を実施する。
2. 悪質な違反を行った事業者や違反を繰り返す事業者、いわゆる偽装請負、多重派遣を行う事業者に対しては、行政処分、勧告・公表を含む厳正な指導監督を実施する。
3. 改正出入国管理及び難民認定法に基づいて、平成31年4月から特定技能外国人の受入が開始されたことに伴い、指針の周知・啓発を図るとともに、管内における悪質な仲介業者等の排除のため、あらゆる機会を通じて情報収集に努める(大阪労働局)

行政処分・指導事例

最近の行政処分事例を以下に掲載します。

1. 事業報告書の提出を怠り事業停止命令及び業務改善命令

●処分理由(要旨)

事業報告書を提出しなければならないとされているのに、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間について職業安定法施行規則第24条の8第1項に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、職業安定法の規定に違反したこと。

東京労働局 有料職業紹介事業者9社 無料職業紹介事業者2社

愛媛労働局 有料職業紹介事業者1社

兵庫労働局 有料職業紹介事業者1社

2. 職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業者に対して、有料の職業紹介事業の許可の取り消し(厚生労働省)

●処分理由(要旨)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)第5条第1項、同法第59条第2号及び第62条の規定に基づき、罰金の刑に処せられ、平成30年12月22日に刑が確定したため、職業安定法第32条第1号に規定する欠格事由に該当することとなった。

3. 職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業者に対して、有料の職業紹介事業の許可の取り消し3社(厚生労働省)

●処分理由(要旨)

出入国管理及び難民認定法(入管法)第73条の2第1項に違反し、罰金の刑に処せられ、平成30年1月5日に刑が確定したため、職業安定法第32条第1号に規定する欠格事由に該当することとなった。

職業紹介従事者人材育成推進事業 指導者講習が始まります

講習会の開催日程・会場

10月2日から、職業紹介従事者教育のための「指導者講習」が始まります。開催日程・会場は下表のとおりです。なお、各会場とも受講申込の受付は終了しております。

◆指導者講習開催日程

	日 程	開催場所
1	10/2 (水)	中野サンプラザ
2	10/8 (火)	マイドームおおさか
3	10/17 (木)	札幌国際ビル
4	10/29 (火)	仙台商工会議所
5	11/1 (金)	RCC文化センター (広島)
6	11/13 (水)	ウインクあいち
7	11/20 (水)	JA共済埼玉ビル
8	11/27 (水)	福岡朝日ビル

※開催時間は、12:45～17:00です。

	日 程	開催場所
9	12/4 (水)	中野サンプラザ
10	12/11 (水)	つるやホール(大阪)
11	12/18 (水)	神奈川産業振興センター
12	1/15 (水)	ウインクあいち
13	1/21 (火)	中野サンプラザ
14	1/29 (水)	福岡朝日ビル
15	2/7 (金)	グランキューブおおさか
16	2/12 (水)	中野サンプラザ

指導者講習の趣旨・内容

人材育成事業に基づく講習において、本年度は指導者講習を行うこととしています。

指導者講習の趣旨については、職安法改正により職業紹介事業者は職業紹介責任者等を通じて従事者に対する教育機会の提供をしていくこととされましたが、こうした従事者教育に当たっては事業者が外部教育機関に頼るだけでなく自ら教育を行うことが重要であるので、職業紹介責任者や従事者の指導に当たる紹介担当者等教える立場の方々に効果的な指導方法等について学んでいただくための講習を行うこととしたものです。

指導者講習の内容は、各会場とも、1～2時限目は講義形式で従事者教育の方法や最新の法改正等について学び、3～5時限目は演習(グループ学習)形式で、職業紹介事業の基本、労働法の実務、外国人の職業紹介入門について学ぶこととなっています。

◆指導者講習の内容(各会場とも同様)

(1)	13:00～13:30	従事者教育の方法
(2)	13:30～14:10	最新の法改正事項
(3)	14:20～15:05	職業紹介事業の基本(演習)
(4)	15:05～15:50	労働法の実務(演習)
(5)	16:00～16:45	外国人の職業紹介入門(演習)
※	16:45～17:00	まとめ

グループ学習の進め方

グループ学習（原則1グループ6人）では、いろいろなテーマで模擬講義をしたり、求職者との面談法においてロールプレイなどを行ったりして、実践的な教育を体験・習得します。

模擬講義の場合を例にしますと、グループごとに発表役及び進行役を取り決め、発表役が発表（模擬講義）をした後、グループ内のメンバー同士で意見を出し合い、全員で振り返りを行うなどにより、受講者相互による学び合いや情報交換を通じて理解を深めます。

模擬講習を行うに当たっては、テーマ毎にスライド画面に解説を付した指導者用「教本」が事前に提供され、発表役はこれを使って容易に発表ができるように配慮されていますので安心です。

また、この「指導者用教本」は、講習終了後に受講者にデータ等の形で提供することとされ、受講者は事業所に戻ってそのまま従業員教育や伝達研修に利用していただくことができます。

なお、指導者講習に参加できなかった方のために、この指導者用の教本は、令和2年2月頃民紹協ホームページにおいて一般公開する予定です。

令和元年度版テキストの改訂と公開

指導者講習のテキストは、昨年と同様「職業紹介従事者のための講習テキスト&実務ハンドブック」とし、その改訂版である令和元年度版が、9月2日（月）に、民紹協ホームページにおいて一般公開されました。

昨年度から今年度にかけて、労働関係法令は大きく変わっています。働き方改革関連法の成立（時間外労働の上限規制、同一労働・同一賃金等）、外国人材の受入れ制度を拡充する入管法の改正、さらには女性活躍推進法の改正やパワハラ防止法の成立など、様々な法改正が続いています。

令和元年度版テキストは、これらの法改正の動向に即応して作成されていますので、テキストをお読みいただくだけでも最新情報をチェックすることができます。

◆教本(モデル講義集)の提供

スライド編

労働条件の明示【法5条の3】

募集、明示

求人者

求職者

紹介事業者

求人、明示

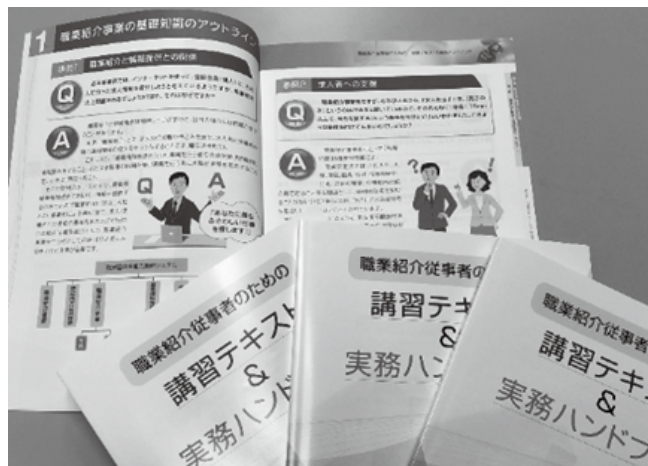
明示

解説編

○次に、労働条件の明示について解説します。この部分は、行政も力を入れて指導している部分ですのでしっかり理解しておきましょう。

○法5条の3については、スライドをご覧ください。
(ア)職業紹介事業者、募集者は求職者に労働条件を明示しなければなりません。（同条第1項）
(イ)また、求人は紹介事業者に明示しなければなりません。（同条第2項）

◆最近の法改正に即応したテキスト





職業紹介優良事業者認定制度 説明会のご案内

令和元年度職業紹介優良事業者認定制度の説明会を下記の通り開催いたします。

今年度の説明会は2部構成で、セミナーの終了後に個別相談の場を設けておりますので、認定取得をご検討の有料及び無料職業紹介事業者の皆様は、ぜひご参加願います。

《説明会》 各会場共通:13時～16時30分 開場:12時30分

第1部 制度説明(13時～)

- ・制度及び審査認定の概要
- ・審査認定チェックリストの説明

申請支援セミナー(14時30分～)

- ・申請準備のポイント、社内規定作成のポイント、業務マニュアル作成のポイント

第2部 個別相談会(16時～)

個別相談用のブースを設けますので、どうぞご利用ください。

●説明会 開催日程

開催日	都 市	開催場所	最寄り駅
9月10日(火)	東 京	中野サンプラザ11階「アネモルーム」	JR/地下鉄東西線中野駅 北口 徒歩5分
9月12日(木)	大 阪	大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪) 「1202会議室」	京阪電車中之島線中之島駅 2番出口すぐ
9月18日(水)	広 島	TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅北口 「カンファレンス3F」	JR広島駅 北口 徒歩3分
9月19日(木)	福 岡	TKP博多駅前シティセンター 「カンファレンス7」	JR博多駅 博多口 徒歩2分
9月25日(水)	東 京	中野サンプラザ11階「ブロッサムルーム」	JR/地下鉄東西線中野駅 北口 徒歩5分
9月27日(金)	名古屋	TKPガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口「バンケットルーム6C」	JR名古屋駅 徒歩5分
10月 2日(水)	仙 台	TKPガーデンシティ仙台 「カンファレンス13C」	JR仙台駅 西口 徒歩2分
10月 8日(火)	横 浜	MYS (マيس)横浜駅西口「Room C」	JR横浜駅 西口 徒歩5分
10月11日(金)	東 京	中野サンプラザ11階「アネモルーム」	JR/地下鉄東西線中野駅 北口 徒歩5分
10月15日(火)	大 阪	大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪) 「1008会議室」	京阪電車中之島線中之島駅 2番出口すぐ

◆参加対象 認定取得をご検討の有料職業紹介事業者 及び 無料職業紹介事業者

◆参加費 無料

◆申込み方法

職業紹介優良事業者認定制度専用ホームページ [優良紹介](#) で検索
「説明会開催日程」申込みフォームからお申込みください。

◆留意事項

- ・申込み先着順で締め切りとさせていただきます。
- ・1社につき2名以内でお申込みください。
- ・職業安定法以外の法律による職業紹介事業者及び外国人技能実習制度に係る職業紹介事業者は優良認定制度の対象外となっておりますのでご注意ください。

地域別最低賃金額が改定されます！

令和元年度の地域別最低賃金が下表のとおり改定されます。

- ◆最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が定めるもので、全ての労働者とその使用人に適用されます。
 - ◆労働者の賃金額が最低賃金を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
 - ◆派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。
 - ◆労使で合意のもと、最低賃金より低い賃金を定めても、それは、最低賃金法で無効とされます。
- ※地域別最低賃金以外にも特定（産業別）最低賃金があります。特定賃金が定めている産業については特定賃金との比較の上金額の高い方を使うことになっています。
- ※答申された改定額の括弧書きは、改定前の地域別最低賃金額です。
- ※発効予定年月日は、都道府県労働局において労使からの異議審査がない場合の最短のものです。（変更になる可能性があります）

●令和元年度の地域別最低賃金状況

都道府県名	答申された改定額(円) ※1	発効予定年月日 ※2	都道府県名	答申された改定額(円) ※1	発効予定年月日 ※2
北海道	861 (835)	2019年10月3日	滋 賀	866 (839)	2019年10月3日
青 森	790 (762)	2019年10月4日	京 都	909 (882)	2019年10月1日
岩 手	790 (762)	2019年10月4日	大 阪	964 (936)	2019年10月1日
宮 城	824 (798)	2019年10月1日	兵 庫	899 (871)	2019年10月1日
秋 田	790 (762)	2019年10月3日	奈 良	837 (811)	2019年10月5日
山 形	790 (763)	2019年10月1日	和歌山	830 (803)	2019年10月1日
福 島	798 (772)	2019年10月1日	鳥 取	790 (762)	2019年10月5日
茨 城	849 (822)	2019年10月1日	島 根	790 (764)	2019年10月1日
栃 木	853 (826)	2019年10月1日	岡 山	833 (807)	2019年10月2日
群 馬	835 (809)	2019年10月6日	広 島	871 (844)	2019年10月1日
埼 玉	926 (898)	2019年10月1日	山 口	829 (802)	2019年10月5日
千 葉	923 (895)	2019年10月1日	徳 島	793 (766)	2019年10月1日
東 京	1,013 (985)	2019年10月1日	香 川	818 (792)	2019年10月1日
神奈川	1,011 (983)	2019年10月1日	愛 媛	790 (764)	2019年10月1日
新 潟	830 (803)	2019年10月6日	高 知	790 (762)	2019年10月5日
富 山	848 (821)	2019年10月1日	福 岡	841 (814)	2019年10月1日
石 川	832 (806)	2019年10月2日	佐 賀	790 (762)	2019年10月4日
福 井	829 (803)	2019年10月3日	長 崎	790 (762)	2019年10月3日
山 梨	837 (810)	2019年10月1日	熊 本	790 (762)	2019年10月1日
長 野	848 (821)	2019年10月4日	大 分	790 (762)	2019年10月1日
岐 阜	851 (825)	2019年10月1日	宮 崎	790 (762)	2019年10月4日
静 岡	885 (858)	2019年10月4日	鹿児島	790 (761)	2019年10月3日
愛 知	926 (898)	2019年10月1日	沖 縄	790 (762)	2019年10月3日
三 重	873 (846)	2019年10月1日	全国加重平均額		901 (874)

※1：括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2：発効予定年月日の日付は異議申出がなかった場合の日付

東北、九州・沖縄、関東ブロック交流会が開催されました

東北、九州・沖縄、関東の各ブロックにて下記のとおり開催しましたのでご報告いたします。

(開催概要)

はじめに当協会紀陸会長の挨拶に続き、それぞれ労働局需給調整事業課の担当者様から「職業紹介事業の現状と指導監督について」等の指導事例やチェックポイントなど詳しい説明をいただきました。

続いて、東北、九州・沖縄ブロックでは、株式会社言葉こころ所作研究所代表取締役ましのせつこ様による講演「電話対応、とっさの一言」が行われ、アイスブレイク後、電話対応時の留意点について指摘があり、目から鱗が落ち、空気が和み、2会場とも大いに賑わいました。また関東ブロックでは、にしむらセールス&ヒューマン研究所所長西村文彦(あやひこ)様による「お互いがハッピーになるコミュニケーション術」の講演が行われ、話題のアサーション(Assertion)について受講者が聞き入っていました。

また、懇親会では、参加者から各紹介所の紹介がなされ、事業運営上の苦労話も出るなど、その後の情報交換が活発に行われ、大いに懇親を深めました。

東北ブロック

- ◆開催日 令和元年7月12日(金) 13:30～18:00
- ◆開催場所 ホテル白萩
- ◆参加者数 講演会・セミナー49名、懇親会9名
- ◆宮城労働局の講演者 需給調整事業課係長 石田 依梨 様

九州・沖縄ブロック

- ◆開催日 令和元年7月24日(水) 14:00～18:30
- ◆開催場所 アークホテルロイヤル福岡天神
- ◆参加者数 講演会・セミナー31名、懇親会13名
- ◆福岡労働局の講演者 需給調整事業課係長 古賀 慎也 様

関東ブロック

- ◆開催日 令和元年8月22日(木) 14:00～18:30
- ◆開催場所 中野サンプラザ
- ◆参加者数 講演会・セミナー55名、懇親会19名
- ◆東京労働局の講演者 需給調整事業課補佐 鳥谷部 裕 様



東北ブロック(仙台会場)
ましの講師講演風景

『幅広い人脈と豊富な情報量でベストマッチング』

HMY株式会社 代表取締役社長 山田 博文(第22回)

兵庫県・西宮市

「西宮市・夙川公園の桜」

夙川は、住みたい街ランキング2019関西版で総合6位。春の夙川公園は、桜吹雪が舞い、多くのお花見客でにぎわいます。

弊社は、2016年6月に兵庫県西宮市に紹介事業を立ち上げた、まだ3年目の会社です。主にホワイトカラー系の職種を中心に事業を展開しています。

今年、紹介事業の更新を迎えますが、求職者と求人者の立場を理解しながら、より良いマッチングサービスを心掛け、双方が共に満足を得られるように、また、日本の少子高齢化に伴う「働き手不足」という課題に対して、少しでも社会への貢献に役立てればと思っています。

昨年、第22回職業紹介士認定試験の講習会に参加致しました。参加したきっかけは、紹介事業を展開していく中で、幅広い専門能力が必要なことと、関係法令の理解が不可欠である事を痛切に感じ、知識・技術の習得やスキルアップの手段として、最適な資格だと思いチャレンジ致しました。実際に職業紹介事業の業務を遂行する上で大いに役立ち大きな自信となっています。

今後さらに事業が発展できるかどうかは、紹介事業者自身の能力をいかに発揮できるか、またさらなる能力のレベルアップがとても重要だと認識しています。そうした面では、民紹協の講習会や研修会等側面からの支援もあり、とても感謝しています。

事業所のある西宮は、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、山・川・海等の豊かな自然や、文教住宅都市としての優れた特性を有しており、若い子育て世代を中心に「住みたいまち」として評価されています。六甲山からの伏流水である「宮水」を使った酒造りや、阪神甲子園球場、えべっさんで賑わう西宮神社などがある街としても有名です。

HMY株式会社

住所:兵庫県西宮市樋之池町28-43-1201

TEL:0798-74-9696

URL:<http://hmy-con.sakura.ne.jp/>

設立:2016年6月

資本金:500万円

従業員数:2名



事務所と筆者です。

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

職業紹介事業所外での 職業紹介業務の実施について

当社は、再就職支援事業を行っており、本社とは約1キロメートル離れた研修所で再就職を目指す人への指導・訓練等に取り組んできました。

こうしたなか、事業の拡充を目指し、2か月前に本社を事業所とする有料職業紹介事業の許可を取得しました。

このことを公表したところ、再就職を目指す人からの求職申込や、労働者を確保したい事業主の求人申込が研修所にも多数寄せられており、これらを受け入れ、それぞれの相談等に対応しています。職業紹介事業所として許可を得ている本社の事業所ではない研修所で、こうしたことを続けても問題はないのでしょうか。

A₁

職業紹介事業所以外における職業紹介事業の実施については、平成30年1月1日に施行された改正職業安定法により、一定の条件を満たせば認められることになりました。

この一定の条件とは、①「職業紹介責任者が当該事業所外にいる場合又は当該事業所外に速やかに到着できる体制が構築されていること」、②「当該事業所外が職業紹介事業所に関する許可要件（プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であることなど）を満たす場所であること」のいずれにも該当することとされています。

また、これらの条件を満たす場所であったとしても、③「当該事業所外での職業紹介事業が恒常的に行われるのであれば、職業紹介事業所としての実態にあることから、職業紹介事業を行う事業所として届け出ることが必要」とされています。

これらの要件と、多くの求職・求人申込が研修所に寄せられこれに応じている貴社の事業運営の実態から考えますと、当該研修所を職業紹介事業を行う事業所として届け出ることが必要であると考えます。

なお、この届け出をした場合は、研修所における職業紹介事業所専属の職業紹介責任者を選任することが必要であり、本社の職業紹介責任者が兼務できませんのでご注意ください。

Q₂

妊娠を理由に正社員での採用予定を パートでの採用に変更したいといわれた

家政婦(夫)紹介所ですが、介護事業者に紹介した家政婦が正社員として採用されることが決まりましたが、入社前に妊娠していることが判明しました。このことについて、本人から事業主に申し出たところ、正社員として採用するという条件を翻し、パートタイマーとして採用することに変更したいといってきました。どのように考えればよいのでしょうか。

A₂

妊娠していることを理由として、労働者に対して不利益な取り扱いをすることは、男女雇用機会均等法第9条に定める禁止条項に違反することになり、違法な取り扱いとな

ります。

男女雇用機会均等法第9条では、女性労働者の結婚を理由とする解雇、女性労働者の妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止とともに、女性労働者の妊娠中又は産後1年以内になされた解雇は、事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とされています。

具体的には、「退職又は正社員をパートタイム労働者等の非正規労働者とするような労働契約内容の変更を求めること」や、「減給をし、又は賞与等において不利益な算定を行うこと」などは妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに該当します。

こうした法令等を介護事業者の説明し、妊娠を理由として、雇用形態を一方的に変更することには、違法性があることを理解してもらう必要があります。

Q₃

職業紹介所が雇用主から紹介した労働者に退職を勧めるよういわれた

美容師の紹介を行っている紹介所ですが、ある美容師を無期雇用として大手の美容院へ紹介して2か月が経過した頃に、雇用主から、「紹介してもらった

美容師は能力が向上せず、職場の同僚との関係もうまくいっていない状態にあるため、貴紹介所から『他の就職先を紹介するから。』と言って、辞めるように勧めて欲しい。」と言われました。どうすればいいのでしょうか。

A₃

職業紹介事業においては、求人者と求職者との間で労働契約が結ばれれば、その時点で、職業紹介事業者としての役割は終了し、その後に求人者であった雇用主と求職者であった労働者との間に生じた問題については、当該両当事者の間で改善・解決に向けて取り組むということが基本です。したがって、このことに関して、職業紹介事業者が立ち入ることができないということです。また、当該美容師は無期雇用で就職したということであり、無期雇用就職者に対して、職業紹介事業者は就職の日から2年間は転職の勧奨をしてはならないとされています（職業安定法指針）。こうしたことを当該雇用主に説明し、職業紹介事業者として退職・転職の勧奨はできないと断ればよいでしょう。



散歩道 第50回 ～熱海～

熱海は隣接する湯河原や箱根地域と共に、保養地・観光地として発展してきました。近年は、「古びた昭和の温泉街」から「お洒落で便利なりゾート地」へのより一層の脱皮が進んだことにより、賑やかさを取り戻しています。今回は「懐かしいのに新しい」熱海の魅力を紹介します。

【MOA美術館】 ～美術館を愉しむ～

MOA美術館は熱海駅の背後に位置する海拔250mの丘陵地に建ち、初島や伊豆大島が浮かぶ相模灘など雄大な景観が見渡せます。つつじ山、梅園などがある瑞雲郷と名付けられた約236,400㎡(約71,500坪)の広大な庭園内に位置し、美術品だけでなく、四季折々の豊かな自然の景観を堪能



できます。日本の伝統的な素材を用いた現代的な空間では、日本文化の情報発信をする様々な展覧やイベントが開催されています。能楽堂(写真左下)は、優れた伝統芸能を紹介する目的で設置されたものです。屋根は檜皮葺(ひわだぶき)の入母屋(いりもや)造、舞台は総檜造りで、鏡板は日本画家・松野秀世氏が描いたものです。



【来宮(きのみや)神社】 ～神々のささやきを聞く～

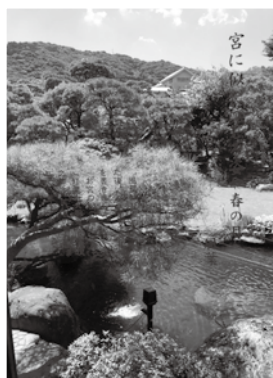
来宮神社は、古くから来宮大明神と称し、熱海郷の地主の神であって来宮の地に鎮座し、来福・縁起の神として古くから信仰されています。二千年を経ても御神木の大楠は、なお衰えることなく芽吹き、人々の信仰を集めています。



【起雲閣】 ～時を止めた美が時代を動かす～

「熱海の三大別荘」と賞賛された名邸が基となる起雲閣。モダニズムな建築様式の洋館です。1947(昭和22年)に旅館として生まれ変わり、熱海を代表する宿として数多く宿泊客を迎え、山本有三、志賀直哉、谷崎潤一郎、太宰治、舟橋聖一、武田泰淳など、日本を代表する文豪たちにも愛されて

きました。金色夜叉のお宮の松にちなんで、尾崎紅葉を紹介した展示もあります。音楽サロンやギャラリーでは、現代の多彩なカルチャーとコミュニケーションを発信しています。



【十国峠】 ～山頂の展望台からは富士山はもとより、十国を見渡せます～

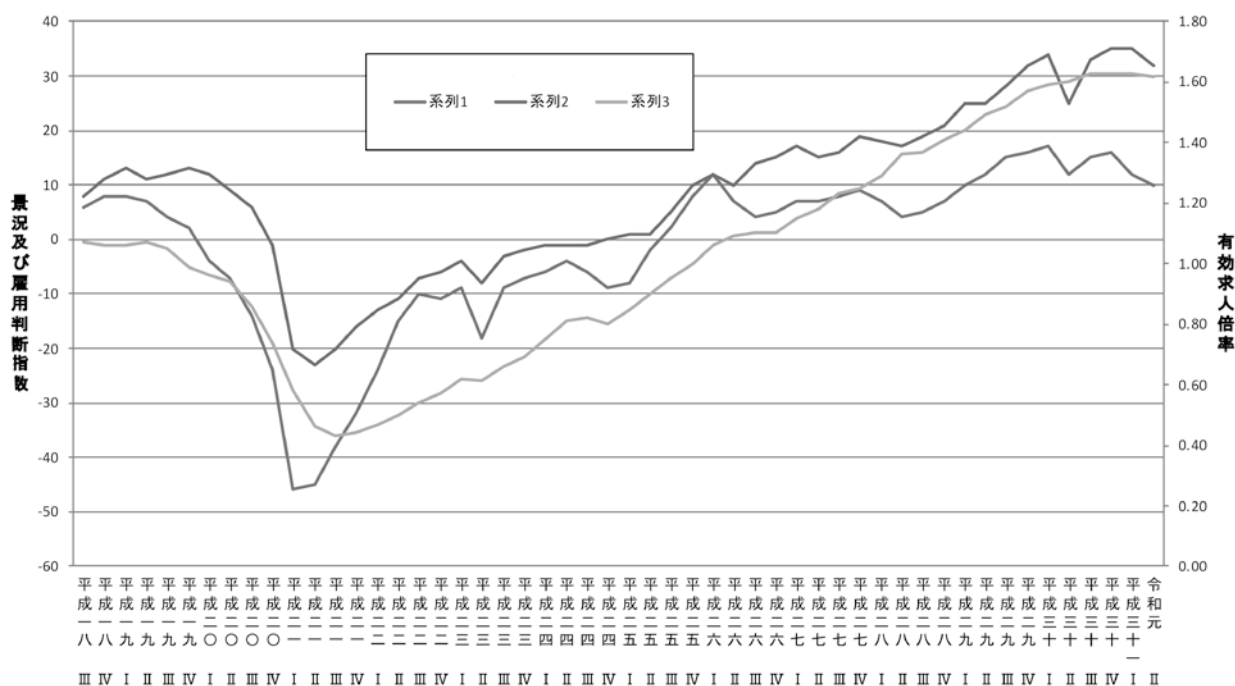
十国峠の名前は、昔の国名で「伊豆」「駿河」「遠江」「甲斐」「信濃」「相模」「武蔵」「上総」「下総」「安房」の十の国がここから見渡せたことに由来します。現在の静岡県・山梨県・長野県・神奈川県・東京都・千葉県になります。晴れ渡った日の十国峠の頂上からは富士山や南アルプス、駿河湾はもとより湘南海岸や三浦半島をご覧いただけます。さらに天候に恵まれると千葉県の房総半島が見えることもあります。写真は湯河原の街と真鶴半島です。



雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和元年6月、7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.61倍、1.59倍と相変わらず高い水準を維持しています。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.3%、2.2%と低い水準を維持しています。6月の日銀短観による業況判断では、前期より2ポイント下がりましたが、先行きは更に6ポイント低下し、厳しい見方です。また、雇用判断は3月より3ポイント下がりましたが、先行きの予測は更に3ポイント下がり、求職者の不足は厳しい状況が続きそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



新規許可事業所

	平成31年3月	平成31年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月	令和元年8月
有料職業紹介事業所	231	270	247	271	259	283
無料職業紹介事業所	1	2	3	4	1	2

雇用・失業情勢関連指数

		平成31年2月	平成31年3月	平成31年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月
雇用者数※	実数(万人)	5962	5948	5959	5993	6023	6034
完全失業者数※	実数(万人)	156	174	176	165	162	156
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.3	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	286 (0.6)	288 (▲0.3)	277 (▲0.6)	270 (▲2.1)	269 (▲1.7)	271 (▲0.5)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	166 (▲1.5)	174 (▲2.5)	182 (▲2.4)	182 (▲2.9)	177 (▲1.5)	174 (1.2)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.59

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

新規入会事業所紹介

令和元年6月～令和元年8月(8月15日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
北海道地区	株式会社フレアハピネス 札幌介護 *****ドットコム	北海道札幌市中央区大通東 10-15-56 E-1ビル大通東2F 011-221-8989	介護福祉に特化した職業紹介で主に介護福祉・障がい者福祉の事業所をターゲットとしエリアは札幌市と旭川市です。ダイレクトリクルーティングを採用し最大手の求人検索サイト「Indeed」とリンクをして、求職者のエントリーを増やす紙面求人広告とは違い、施設(会社)の魅力、人材像、教育制度、福利厚生等、文字数を気にすることなく魅力を掲載できます。近年福祉業界は慢性的な人材不足で、人材採用に困っている経営者・管理者に訴求できればいいと考えております。事業名は札幌介護ドットコムです。
	株式会社コーワパートナーズ KOWA PARTNERS	群馬県渋川市阿久津50-1 0279-23-5319	今年4月に新設された、特定技能外国人に特化した有料職業紹介事業をおこなっています。言葉や文化が違う職場や地域で、労働者一人ひとりが能力を発揮できる環境整備が必要です。職場のみの関係ではなく公私を共にできる仲間として、そして、日本で働いてよかったと思えるように全力で支援していきます。
	株式会社ワークビジネス WB	埼玉県深谷市西大沼339-5 048-578-8715	私は15年間人材派遣会社にて、派遣、職業紹介の責任者として営業、面接、管理業務に従事し、仕事の紹介の大事さ大切さを経験し今年の1月の29日会社を起業しました。令和元年5月1日に職業紹介の許可を得、又4月1日に入管法及び難民法が改正されましたが、特定技能の登録支援機関の許可を6月に取りました。今日の少子高齢化に適応労働力不足の解消、企業の生産性の向上に少しでも寄与したいと思います。
関東地区	日本アспектコア株式会社 ASPECT NIHON ASPECT CORE INC.	東京都千代田区九段北 4-1-3 日本ビルディング九段別館 6F 03-5212-7651	2020年に創業50周年を迎える「お客様のビジネスプロセスを支援するアウトソーシングサービス企業」です。ドキュメントソリューション、カスタマーサービスソリューション、文教支援ソリューション、オフィスソリューションの領域で長年の経験と独自のノウハウを活かし、「付加価値の高いサービス」を提供しています。価値観の多様化が進み、選択肢が広がり続ける時代、私たちは「未経験」から「スキル・経験を活かす」業務までその方に合う仕事と働き方のサポートを心掛けています。全職種を紹介していきます。
	株式会社エムズグラント M エムズグラント	東京都千代田区神田司町 2-2-2 大森ビル9F 03-3252-7770	当社は「家庭教師ファースト」という屋号で、創業から20余年、全国で学習・スポーツの家庭教師を紹介しております。社是である「ハイクオリティかつリーズナブル」をモットーに、教育・スポーツをはじめ全国の優秀な学生登録がある強みも活かし、企業様に人材を紹介したいと考えています。よろしく願いいたします。
	櫻井誠職業紹介所 	埼玉県川口市戸塚2-9-18 090-8584-3731	今その時をその人のために誠意をもって尽くす。話に耳を傾け、人に寄り添う人材紹介事業所として、本年6月に創業いたしました。これまでの歯科業界での経験を生かして、より良い歯科医療に少しでも貢献できるようにと考えております。少子高齢化社会・歯科医院増加の中で歯科医療は転換期を迎えており、それに伴って変化している求人・求職者の要望に的確に答えられるよう、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、歯科助手の皆様とともに歩んで行きたいと考えております。

新規入会事業所紹介

令和元年6月～令和元年8月(8月15日入会まで)

事業所名	住 所	ごあいさつ
一般社団法人 リベストアジアコンサルタンツ 	神奈川県横浜市中区 伊勢佐木町2-66 満利屋ビル7F 050-1574-0866	当法人ではアジア、特にベトナムの人材を中心とした人材紹介事業を行っております。現地関連企業との連携を強みに優秀な人材の確保を行い、企業とのマッチング及び入国までの手続き全般、就職後のアフターサポートまで全ての業務を行っております。
株式会社JAST 	東京都北区赤羽南1-19-8 赤羽KMビル3F 03-5939-6705	中国人材やベトナム人材やフィリピン人材などにかかわらず、外食業や宿泊業や製造業や造船業や農業など、完全にお客様の求める人物像と業種特徴に合わせて、最速な対応で最適な人材を提供する事こそ、我々のサービスです。
クボデラ株式会社	東京都中野区野方4-44-11 マンションカノオプス405 03-3386-1153	2017年10月に東証TOKYOProMarketに上場した、73年（創業昭和21年）の歴史を持つ木材輸入卸売販売企業です。台湾、中国、東南アジアの木材を輸入して50年以上の実績があります。この度海外の人材を紹介し、日本社会の発展に寄与したいと考えております。
株式会社アンバース 	東京都港区浜松町1-27-17 三和ビル4F 03-3578-3305	労働力の需給調整を超えた存在として、弊社が介入することで実現したいのは、介入によって新たな雇用を創出していく存在であるということ。一人の方の紹介を通じてその10倍も20倍もの雇用が創出されていく。企業の成長に、より大きな影響力を及ぼせるような介入価値を提供させていただきます。全職種を取扱っていく予定です。
株式会社トラスト 依存症専門就労支援 ReStart	神奈川県大和市中央7-8-1 コート・アビ大和103 046-207-6222	当社は、「依存症者」専門の職業紹介所です。依存症は、様々な物質や行為がやめられなくなる病気です。依存症になる原因は様々ですが、治療が必要です。それと共に周囲の理解も必要になります。当社では、やり直したいと思った「依存症者」と依存症という病気を理解し雇用してくれる企業をマッチングする事業を行っていきます。
Suketto株式会社 	東京都台東区池之端2-9-3 050-3196-5260	私たちSuketto株式会社は「助っ人」が社名の由来で、外国人高度人材（技術・人文知識・国際業務の在留資格が取得できる人）を中心に紹介・育成から生活サポート支援を行う会社です。世界中の「日本で働きたい」「日本企業で働きたい」という外国人と人材不足で困っている企業の架け橋になれるようにサポートします。
株式会社とんがりコラボ 	東京都港区赤坂2-10-9 ラウンドクロス赤坂7F 03-6843-0070	弊社は会計事務所が母体の管理部門（経理・総務）中心の人材紹介・人材派遣会社となります。営業兼コーディネーターが実務経験者であり、マッチング精度の向上だけでなく、未経験者の育成にも力を入れている点が特徴です。
株式会社パームズ 	東京都墨田区吾妻橋 1-14-4-203 03-5830-3595	我々は「ビジュアルとシステム、人材で日本とインドをつなぐ会社」を理念としてお客様に喜ばれるサービスを展開しております。新卒及び中途のインド人技術者の人材紹介派遣を行っております。また人材動画データサービス「peppo」もリリースし動画による選定、WEB面接、ビザ手続き、就業までを一括して請負います。

関東地区

	事業所名	住 所	ごあいさつ
中部地区	株式会社愛知警備保障派遣 トータルサービス 	愛知県瀬戸市東長根町 101-6 0561-89-7081	当社は1998年より「有限会社愛知警備保障（現：株式会社愛知警備保障）」として、日々お客様に喜んでいただける警備事業を通じて取り組んでまいりました。この度、2019年3月より新たに派遣事業を立ち上げ、働く人のワークスタイルに合ったワークプランのご提供をはじめ、働く人と企業を結ぶお手伝いをさせていただき、“誰もが幸せを感じられるトータルサービス”を目指してまいります。
	Joyous Mediation 株式会社  Joyous Mediation	岐阜県岐阜市金園町1-3-3 クリスタルビル1F 058-377-1008	弊社は、特定技能専門会社です。外国人材紹介から登録支援機関として支援までをワンストップで行います。現在、名古屋地区で事業拡大中。東京、大阪は10月進出予定。日系送出機関活用はもちろん、華僑系の送出機関に強く、N4レベル人材を面接可能。華僑が在住する国どこでもOK。現在は、ミャンマーとベトナムが多数です。
	トウメイ株式会社	愛知県知立市長田3-26 エスポワール長田302 0566-45-5148	当社は、外国人の大学卒のエンジニアを中心にシステムエンジニア等のIT系の人材紹介と人材派遣を主にしている会社です。より良い人材を現地より求めて、企業様に紹介や派遣をさせていただいております。
	株式会社名古屋求人サービス	愛知県名古屋市中村区椿町 20-15 名古屋国鉄会館5F 052-977-2044	弊社は、全職種に対応しますが、主に介護、家政婦(夫)の仕事を中心に紹介を進めたいと思っております。特に訪問介護の人材紹介に力を入れたいと思います。医療関係の方々とのネットワークも活かしながら、これからますます必要となる介護、家政婦の人材の紹介をすすめるつもりです。どうぞよろしくお願い致します。
関西地区	ジョイスリー株式会社 	兵庫県加古川市平岡町 新在家2333-2 079-427-0030	当社は日の出ホールディングス株式会社100%出資の人材紹介会社です。グループでは医療事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業を展開しており、業界知識に裏打ちされた細かなサービスの提供が特徴です。2025年を迎えるにあたり介護人材不足は大きな課題です。事業を通じて、医療福祉業界の発展に寄与します。
	株式会社相互美装  MedicalSougoSystem	大阪府大阪市西区九条南 2-18-4熊崎ビル 06-6581-4930	当社は医師などのメディカル分野に特化した人材紹介会社です。その中でも特に医師転職を得意分野としており、医師転職のプロフェッショナルとして先生と医療機関を理解し、アドバイザーとしての視点を加えてサポートを行います。医師・医療機関双方において納得していただけるよう日々活動しております。
中国・四国地区	株式会社 福山アジア人材サポート	広島県福山市新市町新市 691-1 0847-51-3705	弊社は、ベトナム、フィリピン等の国のエンジニアを中心に紹介をしていく予定です。これからは外国人材が、日本には欠かせないものとなると確信しております。日本の人材不足解消に向けて、「特定技能」資格の紹介も行っていくつもりです。よろしくお願い致します。

新規入会事業所紹介

令和元年6月～令和元年8月(8月15日入会まで)

事業所名	住 所	ごあいさつ
中国・四国地区 株式会社 ジティメンテナンス	香川県高松市浜ノ町63-8 087-821-1201	当社は業務活動を通じて、お客様施設の衛生的な環境を確保し、維持することを目的とした総合ビル管理業を業としております。今般人材紹介業を開業にするにあたり、慢性的な人材不足の中業種を限定することなく、求人社社及び求職者双方のニーズに合わせた最適なマッチングを目的に業務に取り組んでまいります。特に求職者の方の特徴に合わせた、丁寧な紹介をしていきたいと思ひます。
九州・沖縄地区 パートエックス有限会社	福岡県福岡市中央区 渡辺通5-14-10 サトウビル5F 092-715-2047	弊社は、食品、日用品、雑貨品などの店頭販売マネキン業務を中心に職業紹介事業を行っております。お客様(ひと)へのマネキン求職者(ひと)が行うサービスは、未来永劫ニーズがなくなることはないものと信じ、求人者様、求職者様により良いサービスを提供できるように日々の業務に取り組んでまいります。
九州・沖縄地区 リンクワーク有限会社 	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-2-15 ナラザ舞鶴202 092-406-7068	弊社は、2019年6月1日に有料職業紹介事業の許可を取得しました。私たちは、人・企業・地域の繋がり大切に、人と企業の幸せ・未来に繋げ、社会貢献することを大切にします。現在、中国・ベトナムの外国人の紹介、また、一般職・製造職の紹介もし、企業様への人材コンサルトも行っています。これからも、リンクワーク株式会社を末永く宜しくお願ひ致します。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所
株式会社パワー人材	千葉県柏市関場町1-28 0471-39-1551
株式会社プラスシード	愛知県名古屋市守山区日の後608プラクティスビル3F-B 052-736-5850
株式会社ケイファーマ	滋賀県近江八幡市安土町常楽寺60 0748-46-3939
株式会社サンライズスタッフサービス	宮崎県宮崎市松山1-5-14 0985-27-2260



家政士検定試験のお知らせ

日本看護家政紹介事業協会が全国8か所で実施

本年度4回目となる「家政士検定」は、家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術を有する方に対して「家政士」の資格を授与することにより、家政サービス関係職業の専門性と社会的認知度を高めるとともに、利用者の皆様がサービスを選択する際の明確な指標となり安心して信頼を提供することを目的として実施するものです。

「家政士検定」は、厚生労働大臣認定の社内検定制度(認定番号団第28号)であり、昨年は、全国11か所で実施し、110名の家政士が誕生しました。

●令和元年度「家政士検定」のスケジュール

受験申請書の提出期限 10月18日(金)(締切り日の消印有効)

検定試験開催地 11月16日(土) 学科試験・実技試験

※東京・神田会場の実技試験は11月17日(日)

※帯広会場の実技試験は11月22日(金)

合格発表 令和2年1月31日(金)予定

検定試験開催地 札幌、帯広、東京・神田、東京・市ヶ谷、横浜、静岡、神戸、宮崎(合計8か所)

※検定の詳細については公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会ホームページをご覧ください(<http://kanka.or.jp/kaseishi>)。



学科試験風景



実技試験(食)風景



実技試験(衣)風景

令和元年度職業紹介事業実践セミナーのお知らせ

令和元年度の今後の職業紹介事業実践セミナーは、次のテーマ・日程・会場で開催する予定です。
参加のお申込みは、民紹協ホームページ「職業紹介事業実践セミナー」から、お願い致します。
ご参加をお待ちしております。

●直近のセミナー

セミナー名	開催月日	講 師	内 容
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップセミナー	9月20日(金) 9:30-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 齊藤昇司	求職者支援の全貌を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。
外国人材の職業紹介セミナー	9月24日(火) 13:00-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 行政書士 人材ビジネスコンサルタント	外国人材の紹介に関する全体像が理解でき、改正入管法に関しても説明します。

●10月以降のセミナー

セミナー名	開催月日	講 師	内 容
よくわかるホワイトカラーの 職業紹介実務	11月15日(金) 13:00-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 津田 滋	ホワイトカラーの職業紹介実務の事例が豊富に紹介され、実践的だと評判です。
トラブル・行政処分に学ぶ 職業紹介の健全運営	12月13日(金) 13:00-17:00	民紹協主任職業紹介事業アドバイザー 西本宏彰	分かり易い説明で、改正職安法も含めた法律関係の整理にも非常に役立ちます。
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップセミナー	2月14日(金) 9:30-17:00	民紹協職業紹介事業アドバイザー 齊藤昇司	求職者支援の全貌を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。

*会場は、全て中野サンプラザです。 東京都中野区4-1-1 中野サンプラザ 03-3388-2893

編集 後記

当協会は、職業紹介責任者講習を全国各地で実施しておりますが、会員の皆さまをはじめ多くの方々にご受講いただき、お礼申し上げます。その講習では、個人情報の保護の取扱いに係る職業安定法等の遵守について、多くの時間を割いて説明をしております。

こうした中、8月26日、職業紹介事業や募集情報等提供事業を運営する会社が、就活生の同意を得ずに内定辞退率の予測を顧客企業に販売した問題で、政府の個人情報保護委員会からは是正勧告を受けました。勧告では、個人情報を取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、全社的に意識改革を行う等、必要な措置をとることを求めています。

これを機会に、各事業所におかれましても、個人情報の収集にあたって、①業務に必要な情報は収集しない。②本人から直接または本人の同意のもとで本人以外から収集する。③収集した個人情報は目的以外に使用しない。こうした原則が徹底されているか、改めて点検してはいかがでしょうか。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.167

令和元年9月8日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和元年10月～令和元年11月 お申込受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講、及び、理解度確認試験の答案を提出し、かつ、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

また、これまで過去5年以内に民紹協の講習を受講された方のみ、受講料軽減の措置をしておりましたが、4月以降は民紹協以外の他講習機関で受講された方も受講料軽減措置の対象となりました。

【令和元年9月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
2019年 10月 1日	火	香川県(高松市)	長谷川カレッジ 3階	60
〃 10月 3日	木	東京都(中野区)	中野サンブラザ 11F「ブロッサム」	102
〃 10月 7日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 4F「金剛」	180
〃 10月 9日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 10月15日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 10月17日	木	宮城県(仙台市)	ホテル白萩 3F「萩」	120
〃 10月21日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 10月24日	木	東京都(中野区)	中野サンブラザ 11F「ブロッサム」	102
〃 10月29日	火	福岡県(福岡市)	天神ビル 11F「10号会議室」	160
〃 11月 6日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 11月 8日	金	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 11月11日	月	埼玉県(さいたま市)	JA共済埼玉ビル 3F「第1会議室」	80
〃 11月14日	木	東京都(中野区)	中野サンブラザ 13F「スカイ」	102
〃 11月19日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 11月21日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 4F「金剛」	180
〃 11月25日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 11月28日	木	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	120

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

講義開始後に入場されますと、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習内容を履修することができなくなります。必ず講義開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

○受講費用……【初めて民紹協の講習を受講される方】13,400円(民紹協会員は10,300円)(税込)

【過去(5年以内)に講習を受講したことのある方】10,700円(民紹協会員は8,200円)(税込)

民紹協他講習実施機関を受講した方も対象となります。なお会員の皆様も従来通り受講証明書(写)を申込み終了後に、メールアドレス、もしくはFAX番号に送信してください。

(FAX:03-3818-7015 E-mail:koshu@minshokyo.or.jp)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※受付を終了した講習のキャンセル待ちについては、お電話にてお問い合わせください。

なお、当日のキャンセル待ちは承っておりません。

※厚生労働省の指導により、ご受講時に身分証明書をお見せいただくことになりました。ご本人確認のため、受講当日、顔写真付き公的身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご持参ください。顔写真付きの公的身分証明書をお持ちで無い方は、公的身分証明書(健康保険証等)と顔写真付きの社員証など、二種類ご持参下さい。ご協力をお願いいたします。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス



PORTERS
HR-BusinessCloud



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン
PORTERS MAGAZINEWeb

▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会

無料相談会の申込みはこちら：

<http://hrbc.porters.jp/event>

お問合せ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL sales@porters.jp

HP <https://hrbc.porters.jp/>

